

○印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の職の設置に
関する規則

平成14年 3月22日
規則 第 19号

改正 平成18年 3月31日 規則第 4号
平成19年 3月28日 規則第 4号
平成27年 4月 1日 規則第 7号
令和 2年 3月31日 規則第 3号

(目的)

第1条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）に勤務する一般職の職員の職を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において職員とは、管理者の事務部局に勤務する一般職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項の一般職をいう。）の職員をいう。

(職員の職名)

第3条 職員の職名は、事務職員、技術職員及び会計年度任用職員とする。

(職員の補職名及び職務)

第4条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、職員の補職名は 次の各号に掲げる職名の区分に応じ、表左欄に掲げるとおりとし、その者の職務は同表右欄に掲げるとおりとする。

(1) 事務職員又は技術職員

補 職 名	職 務
局 長	上司の命を受け、組合事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
次 長	上司の命を受け、事務局長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
技 監	上司の命を受け、特定の技術を掌理する。
参 事 課 長 課長補佐 係 長	上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主 幹 副 主 幹 主 査 主 査 補	上司の命を受け、特定の事務を掌理する。
主任主事 主 事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
主任技師 技 師	上司の命を受け、技術をつかさどる。

(2) 会計年度任用職員

補 職 名	職 務
一般事務員	上司の命を受け、定型的な業務を行う。

(職の併用)

第5条 職員に関し、法令その他に特別の定めがあるもの、または特に必要があると認められるものについては、別の職名を併せて用いることができる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第4号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の職名に関する規則の廃止)

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の職名に関する規則(平成14年規則第16号)は、廃止する。

附 則 (平成27年4月1日規則第7号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第3号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。